

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営の健全性、透明性、効率性を重視し、経営環境の急激な変化にも迅速かつ的確に対応できる経営体制の確立が重要であると考えております。具体的には事業に精通した取締役による意思決定の迅速化及び相互監視に加え、社外取締役及び社外監査役による第三者視点での経営監視機能の強化を図っております。また、本部制を導入し、効率的な業務執行に努めるとともに、本部長からなる本部長会において、取締役および監査役が出席し、効率的かつ効果的に機能しているかを確認、助言しております。同時に株主、投資家の皆様に対し、よりオープンなディスクロージャーを実現するため、体制の整備、拡充に努めております。なお、当社グループは、下記企業理念を経営の根幹に置き、全ての企業活動の原点としております。

＜スローガン＞

- ・創造の喜びを世界にひろめよう
- ・BIGGESTよりBESTになろう
- ・共感を呼ぶ企業にしよう

＜ミッション＞

デジタル技術の活用で、より豊かな社会を実現する

＜ビジョン＞

イメージをカタチに

また、企業理念に沿った事業活動を行うために下記の通り「行動基準」として定めております。

＜行動基準＞

■新たな価値の創造 新たな価値の創造

- ・常にクリエイティブな探究心を持ち、新たな価値を創造することで人々の生活をより豊かにします。
- ・BIGGESTよりもBESTを目指し、健全で持続的な事業発展を通じ企業価値向上に努めます。
- ・自由な発想力と独自性を持って新たな分野へチャレンジを続けます。

■グローバルなビジネス展開

- ・常に新たな機会を求め、世界に向けて事業活動を行います。
- ・世界各地域の歴史や文化など多様性を尊重し、共生の思想でビジネスを展開します。
- ・世界の人々が暮らしやすい社会を実現するため、地球環境の保全に努めます。

■クリーンでオープンな社風の実現

- ・一人ひとりが社会的責任を自覚し、法令および社会倫理に則り行動します。
- ・一人ひとりが良心に従って公正公平な判断を行い、説明責任を果たすことで信頼を築きます。
- ・いきいきと働きやすい企業風土を全員で育てていきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価結果の概要の開示】

当社は、取締役会としての判断や会議の運営など、取締役会全体の実効性を担保するよう努めております。なお、現在各取締役の自己評価及び取締役会全体の実効性の分析・評価は実施しておりませんが、今後のその具体的な内容について検討してまいります。

※なお、補充原則のタイトルは、読みやすさを考慮し、便宜上付しているものであります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、株式の政策保有は原則行わない方針であります。ただし、業務提携あるいは取引の維持・強化等強い関係性を維持する意思を表明することが事業上有効である場合に限り、必要最小限にて保有することがあります。なお、保有株式にかかる議決権の行使については、当社の保有目的に貢献するか否かを基準に判断して行います。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、その役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、「取締役会規則」及び「決裁規程」などの社内規程に基づき、所定の承認を要すると定めており、会社及び株主共同の利益を害しないことを審議・確認しております。なお、開示基準に則り、関連当事者間取引については、事業報告、有価証券報告書に開示しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

当社の下記事項についての開示・発信状況は下記の通りです。

- (i) 経営理念、経営戦略、経営計画：スローガン、ミッション、ビジョン、中期経営計画は、当社ホームページ及び決算説明資料、開示資料等により開示しております。
- (ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針：基本的な考え方を当社ホームページ、東証宛でのコーポレートガバナンス報告書、有価証券報告書にて開示しております。
- (iii) 取締役の報酬決定にあたっての方針と手続：取締役については、当社ホームページ、東証宛でのコーポレートガバナンス報告書、有価証券報

告書にて開示しております。

(iv)取締役・監査役候補の指名にあたっての方針と手続: 社外取締役1名が委員として参加する役員選任委員会にて、「役員選任委員会運営規程」に定める選任基準に照らして候補者の適否を議論し、社長に報告し、社長はこれを取締役会及び監査役会に候補者の選定議案として上程し、決議の後、株主総会議案としております。なお、独立性については、当社の独立性の基準を当社ホームページ及びTDnetにて開示しております。

(v)個々の経営陣幹部の選任及び取締役・監査役の指名についての説明: 社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しております。また候補者全員の経歴を株主総会招集通知にて参考資料として開示しております。監査役の選任理由については、有価証券報告書にて開示しております。なお、今後は、候補者全員の選任理由を開示するよう検討してまいります。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委譲範囲の明確化】

当社は、法令により定められた事項及び重要事案として取締役会で決議すべき事項及び執行状況についての報告事項について、「取締役会規則」等の社内規程に定めております。例えば、株式・持分の取得処分や固定資産の取得処分・融資・保証を伴う投融資案件等については、様々なリスクの類型別に「決裁規程」内に金額基準を個別に定め、経営陣等に対する決裁委任範囲を明確に定めております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社の持続的成長及び中長期的な企業価値の向上に寄与できる人材として、当社の「社外役員の独立性に関する基準」の要件を満たし、かつ、グローバルなビジネス、法律に明るい人材及び株主視点から客観的かつ資産の効率的運営を熟知している人材を、独立社外取締役として3名選任しております(現在総人数9名中3名であり、1/3となっております)。当面1/3以上という比率目標は設けませんが、現在の定款上の取締役最大人数10名に対して2名から4名をその目安としてまいります。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、「社外役員の独立性に関する基準」を制定し、当社ホームページに開示しております。人選にあたっては、東京証券取引所が定める基準に加え、当社独自の基準を満たすとともに、多様性を重視し、かつ、取締役会への直接の出席が可能な人物を選定するよう努めております。(社外役員の独立性に関する基準: <http://www.rolanddg.co.jp/ir/manage/governance.html>)

【補充原則4-11-1 取締役会の構成等に関する考え方の開示】

当社の取締役の選任に関する方針・手続きについては、原則3-1(iv)に記載のとおりであり、当社の取締役会は、定款で定められた定員10名以下の枠内で選任しております。専門領域、経験などにも配慮しつつバランスのとれた構成とすることで、取締役会の多様性を高めております。

【補充原則4-11-2 兼任状況の開示】

当社の社外取締役及び社外監査役については、株主総会・取締役会を始めとする諸会議に、原則、直接会議出席すること・できることを選任項目の一つとし、議論を多面的かつ活発に行い、取締役会を有効に機能させるための仕組みの強化に努めております。また、他社での役員兼任については、取締役は取締役会への決議事項とし、監査役は監査役会決議のうえ取締役会での報告事項としております。なお、現在の兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びTDnetにて毎年開示しております。

【補充原則4-14-2 トレーニング方針の開示】

当社の取締役及び監査役に対しては、取締役及び監査役として期待される役割・責務を適切に果たすことを目的として、必要に応じ、下記趣旨に則り外部講師等による研修会を適時開催する方針であります。

- ・新任役員に対して事業・財務・組織等必要な知識を習得する機会を設ける
- ・社外役員に対して事業内容及び経営課題につき共有とその理解を深める機会を設ける
- ・その他、責務を果たすために必要な知識等を習得する機会を設ける

【原則5-1 株主との対話に関する方針】

当社は、機関投資家及び個人投資家との対話については、合理性を判断しつつ前向きに対応しております。また、今後「株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組に関する方針」を定め、開示してまいります。

※なお、補充原則のタイトルは、読みやすさを考慮し、便宜上付しているものであります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	30%以上
---------------------------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ローランド株式会社	2,726,700	18.95
TAIYO FUND, L.P.	2,012,100	13.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	506,500	3.52
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	464,900	3.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	432,500	3.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	417,600	2.90
BNYML – NON TREATY ACCOUNT	323,600	2.24
ローランド ディー. ジー. 社員持株会	317,700	2.20
富岡 昌弘	312,600	2.17
THE CHASE MANHATTAN BANK 385036	293,100	2.03

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

ローランド株式会社は、当社の親会社でありましたが、当社の自己株公開買付けに対し同社より応募があったため、2014年7月3日付にて親会社に該当しなくなり、その他関係会社に該当することとなりました。

また、2015年8月17日付で同社が提出した大量保有報告書の変更報告書を確認した結果、同社は、当社のその他の関係会社に該当しないこととなりました。

なお、同社は引き続き当社の主要株主である筆頭株主であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
広瀬 卓生	弁護士								○			
晝馬 明	他の会社の出身者								○			
奥田 千恵子	その他											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
広瀬 卓生	○	広瀬卓生氏は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同事務所との間に法律顧問契約に基づく役務提供等の取引関係がございますが、法律顧問としての役務は、同事務所の異なる弁護士から提供を受けております。取引額の割合は、当社および同事務所の連結総売上高において、いずれも2%未満であります。	(社外取締役選任の理由) 弁護士として培われた知識、経験を、企業経営全般に活かしていただくと共に、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化のため独立性をもって経営の監視と助言を行うことが期待できるため、社外取締役に選任しております。 (独立役員指定の理由) 当社が定める社外役員の独立性の基準を充たし、また、東証が定める独立性の要件を充たしているため、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。
晝馬 明	○	晝馬明氏は、浜松ホトニクス株式会社の代表取締役社長であり、当社と同社との	(社外取締役選任の理由) 現役の経営者として培った企業経営に関する

		間に仕入の取引関係がございますが、取引額の割合は、当社および同社の連結総売上高において、いずれも2%未満であります。	豊富な経験と高い見識を企業経営全般に活かし、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化のため独立性をもって経営の監視と助言を行うことが期待できるため、社外取締役に選任しております。 (独立役員指定の理由) 当社が定める社外役員の独立性の基準を満たし、また、東証が定める独立性の要件を満たしているため、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。
奥田 千恵子	○	——	(社外取締役選任の理由) 金融資産運用の専門家として培った豊富な経験と高い見識を企業経営全般に活かし、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化のため独立性をもって経営の監視と助言を行うことが期待できるため、社外取締役に選任しております。 (独立役員指定の理由) 当社が定める社外役員の独立性の基準を満たし、また、東証が定める独立性の要件を満たしているため、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	役員選任委員会	3	2	2	1	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	取締役報酬委員会	3	2	2	1	0	0	社内取締役

補足説明

役員選任委員会規程および取締役報酬委員会規程に基づき、運営しています。
また、各委員は、取締役会の決議を経て決定しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から監査計画の説明、監査結果の報告を受け、必要の都度相互に意見や情報の交換を行っております。
内部監査に関しましては、社長直属の組織として監査室を設置し、期初に策定した監査計画に基づき各部門の内部監査を行い社長に報告する体制となっております。
監査役と監査室とは、監査計画の策定等において相互連携を図り、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
遠藤 克博	税理士													○
松田 茂樹	公認会計士													○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
遠藤 克博	○	——	（社外監査役選任の理由） 企業経営をしており、また、税理士としての専門的な知識をもとに、客観的・中立的な観点から監査を遂行していただけると判断したため、社外監査役に選任しております。 （独立役員指定の理由） 当社が定める社外役員の独立性の基準を充たし、また、東証が定める独立性の要件を充たしているため、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。
松田 茂樹	○	——	（社外監査役選任の理由） 公認会計士および税理士としての専門的な知識をもとに、客観的・中立的な観点から監査を遂行していただけると判断したため、社外監査役に選任しております。 （独立役員指定の理由） 当社が定める社外役員の独立性の基準を充たし、また、東証が定める独立性の要件を充たしているため、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の数	5 名
--------	-----

その他独立役員に関する事項

「社外役員の独立性に関する基準」を設け、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

社外取締役を除く取締役を対象に、業績連動型株式報酬制度を採用しています。
取締役の報酬と当社の業績及び株主価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としております。
平成26年4月1日から開始する事業年度から5事業年度にわたって、525百万円を上限とする金員を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託を設定します。
当社は、社外取締役を除く取締役の役職及び業績連動目標の達成度に応じて取締役にポイントを付与します。
社外取締役を除く取締役は、付与されたポイントの累計に応じて信託受託者から当社株式の給付を受けます。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

(1)役員報酬の内容
取締役の年間報酬総額 9名 253百万円(うち社外取締役2名 8百万円)
監査役の年間報酬総額 5名 39百万円(うち社外監査役2名 9百万円)
上記は、第34期(平成26年4月1日～平成27年3月31日)における支給人員並びに支給額を記載しております。
(2)監査報酬の内容
公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 53百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役の報酬等については、各取締役の報酬等の額を株主総会で決議した報酬等の限度額の範囲内において、取締役会決議にて取締役社長に一任しております。取締役社長は、取締役報酬基準を基に各取締役の報酬等の額を決定いたします。
なお、取締役報酬基準の決定につきましては、取締役会にて選任された取締役社長を除く取締役で構成する取締役報酬委員会(3名～5名)が、取締役報酬基準を審議し、取締役社長に答申いたします。取締役社長は、同委員会の答申を受け、取締役報酬基準案を決定し、取締役会に付議し、その決議によって取締役報酬基準を決定いたします。
また、取締役の賞与については、各取締役の賞与額を取締役会決議にて取締役社長に一任することになっており、取締役社長が、各取締役の役職、業績の貢献度等に応じて賞与額を決定いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポート体制に関して、社外取締役から要請があった場合、対応する体制をとっております。
社外取締役及び社外監査役のサポート体制に関して、今期より原則として取締役会後に取締役社長をはじめ役付取締役と社外取締役及び監査役が出席する意見交換会を開催し、情報の共有を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- 当社は、経営の健全性、透明性、効率性を重視し、経営環境の急激な変化にも迅速かつ的確に対応できる経営体制の確立が重要であると考えております。具体的には事業に精通した取締役による意思決定の迅速化及び相互監視に加え、社外取締役及び社外監査役による第三者視点での経営監視機能の強化を図っております。また、本部制を導入し、効率的な業務執行に努めるとともに、本部長からなる本部長会において、取締役および監査役が出席し、効率的かつ効果的に機能しているかを確認、助言しております。同時に株主、投資家の皆様に対し、よりオープンなディスクロージャーを実現するため、体制の整備、拡充に努めております。
- 当社は、監査役制度を採用しております。なお、取締役会等の会社の主要な機関の内容は、次の通りであります。(記載の人数は平成27年6月30日現在)
 - 取締役会
取締役9名(うち社外取締役3名)で構成される取締役会は、毎月1回以上開催され、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。
 - 経営戦略室(ステアリング・コミッティー)
取締役社長を含む取締役6名で構成される経営戦略室は、毎月1回程度開催され、経営の方向性の検討、業務執行状況の把握、取締役会議案の事前協議等を実施しております。
 - 本部長会
本部長で構成される本部長会は、原則、毎月1回以上開催され、業務執行における経営課題の解決策の検討、業務執行状況の共有及び調整等、効率的な業務執行に努めております。なお、本部長会の経過及び結果は取締役会にて報告されます。
 - 監査役会
監査役4名(うち社外監査役2名)で構成される監査役会は、原則年7回以上開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議し、又は

決議しております。

更に、必要に応じて監査役間の情報の共有や意見交換等の場を設け、監査意見の形成に資するとともに監査の実効性を高めております。また、監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会や経営戦略室（ステアリング・コミティー）、本部長会の他、社内の重要な会議にも出席し、取締役の職務執行における監督の強化に努めているほか、各事業所、子会社への往査等を実施しております。

3. 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

内部監査に関しましては、社長直属の組織として監査室を設置しており、現在5名が在籍し、期初に策定した監査計画に基づき各部門の内部監査を行い社長に報告する体制となっております。

監査役監査の状況については、上記2. 4)に記載の通りであります。

監査役は、会計監査人から監査計画の説明、監査結果の報告を受け、必要に応じて相互に意見や情報の交換を行っております。

また、監査役と監査室とは、監査計画の策定等において相互連携を図り、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。

なお、常勤監査役である中川正則は、長年にわたる金融機関での業務経験を有しており、また常勤監査役である鈴木正康は、長年にわたる金融機関での業務経験と、当社での経理業務の経験を有しております。また、社外監査役である遠藤克博は、税理士の資格を有しており、また、社外監査役である松田茂樹は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。4名共、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。当社と会計監査人である有限責任監査法人トーマツ及びその業務執行社員との間には特別な利害関係はなく、連絡を密にして常に適切なアドバイスを受ける体制を採っております。

また、連結子会社につきましても会計監査を外部の独立した監査人に依頼しており、連結決算の適正化に努めております。

なお、当期の会計監査につきましては、指定有限責任社員・業務執行社員である公認会計士 西松真人氏、沼田敦士氏及び早稲田宏氏が業務を執行しております。（継続監査年数につきましては、7年以内であるため、年数の記載は省略しております。）監査業務の補助を、公認会計士8名、その他3名が行っております。

4. 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引先関係その他の利害関係の概要

社外取締役である広瀬卓生は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所のパートナー弁護士であり、当社と同法律事務所との間には法律顧問契約に基づく役務提供等の取引関係があります。なお、法律顧問としての役務は、同事務所の異なる弁護士から提供を受けております。社外取締役である晝馬明は、浜松ホトニクス株式会社の代表取締役社長であり、当社と同社との間には仕入の取引関係がありますが、当社とその他の兼職先との間に取引関係はありません。また、その他社外取締役及び社外監査役が現在、あるいは過去において役員、あるいは使用人であった会社等と当社との人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。（「過去」については、証券取引所の定める「属性情報の確認の範囲」に従っております。）

5. 社外取締役及び社外監査役が会社の企業統治において果たす機能及び役割並びに社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針及び選任状況に関する考え方、社外取締役及び社外監査役と内部統制部門及び監査との連携

社外取締役である広瀬卓生は、弁護士として培われた知識、経験を、同じく社外取締役である晝馬明は、現役の経営者として培った企業経営に関する豊富な経験と高い見識を、同じく社外取締役である奥田千恵子は、グローバルな金融資産運用の専門家として培った豊富な経験と高い見識を、企業経営全般に活かし、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化のため、独立性をもって経営の監視と助言を行うことが期待できると考えております。

また、社外監査役2名は、上記2. 4)及び上記3. の監査役監査の状況に記載のとおり、常勤監査役と協力し、特に公認会計士、税理士として会計・税務の専門知識を基に広く経営全般に対し、独立した立場から、客観的で中立的な監査を遂行できると判断しております。

以上から、当社の企業統治において社外取締役及び社外監査役が果たすべき機能及び役割は、現状の体制で確保されていると考えております。

なお、当社は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を充たした「社外役員の独立性に関する基準」を定め、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。（<http://www.rolanddg.co.jp/ir/manage/governance.html>）

当社は、当社の社外取締役及び社外監査役のいずれもが当該基準を充たしており、独立性は十分に確保されていると判断し、社外取締役及び社外監査役全員を独立役員として届出ております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）の1. に記載のとおりであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の2週間以上前の金曜日を基本としています。 また、遠方の株主や海外機関投資家が十分な検討ができるよう、発送前に招集通知を当社HPに掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避け、早期開催に努めております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文招集通知(狭義の招集通知及び株主総会参考書類のみ)を作成し、当社HPに掲載しております。
その他	招集通知、決議通知、株主総会の模様を当社HPに掲載しております。 また、株主総会会場へ製品等を持ち込み、展示を行い、株主の皆様に対して当社の事業を理解していただけるよう努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	下記「IR資料のホームページ掲載」のとおり、当社ホームページにディスクロージャーポリシーを掲載しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	不定期ではありますが、施設見学会や個人投資家説明会などへ参加しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家及び証券アナリスト向け決算説明会を半期毎に実施し、代表者による説明を行っています。 その他に、事業所見学会、スモールミーティングや個別ミーティングも積極的に実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	不定期ではありますが、海外の機関投資家へ訪問し、個別IRミーティングを実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIR専用のページ(http://www.rolanddg.co.jp/ir/)を設置しています。 事業戦略の解説、決算説明会資料、事業報告書、アニュアルレポート、財務ヒストリー情報、IRカレンダー、ディスクロージャーポリシー、FAQ、株主総会の招集通知・総会の報告、個人投資家向けIRフェア参加レポートなどを掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する専任部署として「IR課」を設けIR活動の充実に努めております。	
その他	上記IR活動に加え、直通電話やIR問合せメールの窓口など投資家が問合せしやすい環境の整備に努めております。 IRメール配信を行っており、登録いただいた方に、ニュースリリースや決算情報などのIRに関する新着情報をメール配信しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境を重視した製品開発、生産作業工程の整備により、化学物質による汚染の予防、排出物や電力消費の削減に取り組んでおり、効果を見せているほか、事務部門においても資源の有効活用、再利用に注力し、全社規模で環境保全活動に取り組んでいます。 東海・東南海地震による津波対策として、当社本社が立地する浜松市沿岸の防潮堤整備事業に協力し、浜松市津波対策事業基金に寄付を行っております。 当社株主優待(オリジナルギフトカタログ)の商品に、東日本大震災支援や授産施設支援商品を掲載しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャー・ポリシーに則り、速やかな情報開示に努めております。
その他	女性取締役や外国人取締役を選任し、ダイバーシティに富んだ取締役会を形成し、幅広い視野でコーポレートガバナンスの強化に努めております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 企業活動における基本方針

1) 当社グループ(当社および子会社をいう)は、下記企業理念を経営の根幹に置き、全ての企業活動の原点とする。

- ・創造の喜びを世界にひろめよう
- ・BIGGESTよりBESTになろう
- ・共感を呼ぶ企業にしよう

2. 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1) 当社の取締役および使用人が法令および定款を遵守することを、行動基準・コンプライアンス規程等により定め、コンプライアンスについて当社の役職員へ啓蒙する。当社グループは、展開する国・地域の法令等に基づき、その規模や業態に応じたコンプライアンス体制を整備する。

2) 当社は、社内通報制度を整備し、当社グループ内の法令等違反の是正に努めるとともに通報者の保護を図る。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 当社は、取締役社長を最高責任者とし、最高責任者がリスク管理責任者を任命する。また、リスク管理責任者は、当社のリスクマネジメントの統括管理を行い、本部長会および取締役会に報告する。

2) 当社は、子会社よりリスクマネジメントについて定期的に報告を受ける体制を構築し、グループ全体のリスクマネジメントに関わる事項については、当社のリスクマネジメント事項として対応する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 当社取締役会は、連結ベースの経営方針・目標を定め、業務執行する取締役および本部長が経営方針を基に策定する本部方針を通じて、当社グループ内に周知する。

2) 取締役会において、取締役の職務の執行状況を相互に確認する。また、柔軟かつ迅速な業務執行を図るため、本部長で構成する本部長会を設置し、経営課題の解決策の検討、業務執行の状況など情報共有を行う。

3) 当社グループの規模や展開する国・地域の法令等に基づき、意思決定や権限等に関する体制を整備する。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

1) 当社は、文書管理規程等に基づき、取締役会議事録や決裁書等の取締役の職務の執行に係る重要な書類を適切に管理する。

2) 当社は、取締役および監査役が適宜閲覧できる体制を整備する。

6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制、および子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

1) 当社は、関係会社管理に関する規程を定め、子会社から経営状況の報告を受け、業績および重要事項に関しては、関係会社管理担当取締役が取締役会に報告する。

2) 当社は、子会社の事業内容や規模に合わせて当社取締役等を主要な子会社に取り締役として派遣し、経営の監督を行う。また、重要な経営事案について検討するため、主要な子会社の経営諮問機関を設置し、当社取締役等を派遣する。

3) 当社グループにおける財務報告の適正性を確保するために必要な体制の整備を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1) 当社取締役は、監査役および監査役会より補助すべき使用人を置く要請があった場合、人事異動・人事評価・兼任等について協議し、独立性を確保する。

2) 監査役を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従わなければならない。

8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制ならびに子会社の取締役等またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役への報告に関する体制

1) 監査役に対して、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、法令、定款に違反する重大な事項が発生、もしくは発生する可能性がある場合、速やかに報告する。

2) 当社グループの内部監査の実施状況、内部通報制度の運用状況等を監査役に報告する。

3) 監査役は監査役監査基準に基づき、取締役会等の重要な会議へ出席する。

9. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1) 当社は、報告をした当社グループの役職員を保護し、不利益取扱いを禁止する。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

1) 当社は、監査役が適切な監査を行うために必要となる監査費用を支弁する。

11. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

1) 監査役は、監査役会規則および監査役監査基準に基づき適正に監査し、取締役および使用人は、監査役の監査に協力する。

2) 監査役は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

1) 当社は、反社会的勢力に対しては毅然たる態度で一切関係を持たず、いかなる取引も行わないことを基本方針とする。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

1) 当社は、コンプライアンス規程において、反社会的勢力への対応についての基本方針を定め、全役職員の遵守事項として周知するとともに、総務サービス部長を不当要求防止統括責任者に任命し、反社会的勢力との関係の遮断に取り組む。

2) 当社は、外部の専門機関等と緊密な関係を保ち、情報収集や反社会的勢力から不当要求があった場合に対応支援を受ける態勢を維持する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
該当項目に関する補足説明	

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 適時開示に対する考え方

当社は、経営の健全性、透明性を重視し、経営環境の急激な変化にも迅速かつ的確に対応できる経営体制の確立が重要であると考えております。金融商品取引法をはじめとした関係諸法令、東京証券取引所の適時開示規則を遵守し、よりオープンなディスクロージャーを通して一層の経営の健全性、透明性を高め、株主、投資家の皆様の信頼を獲得すべく社内体制の整備、拡充に努めてまいります。

2. 社内体制の状況

1)インサイダー情報の管理・取扱い

当社のインサイダー情報の管理、取扱いに関する業務は、株式実務担当部門である人事総務本部と情報取扱部門である経営企画本部が行っております。重要事実の機密保持、伝達、公表の方法及び重要事実の判定等に関しましては、社内規程である「インサイダー取引防止規程」に定め、運用しております。

2)当社に係る情報

a)決定事実に関する情報

事前に取締役会の議案に関し、東京証券取引所の適時開示規則に照らし、開示の必要性について情報取扱部門である経営企画本部を中心に関係部署も交え検討しております。

開示が必要な事実に関しては取締役会の機関決定後、速やかに開示しております（原則として当日）。

b)発生事実に関する情報

関係部署、役職員は、重要な事実が発生した場合並びに重要な事実を知った場合は、速やかに情報取扱部門（経営企画本部）に報告いたします。

経営企画本部長は、取締役社長に報告の上、東京証券取引所の適時開示規則に照らし、開示の必要のある事実に関し、速やかに開示しております（発生を認識後、速やかに）。

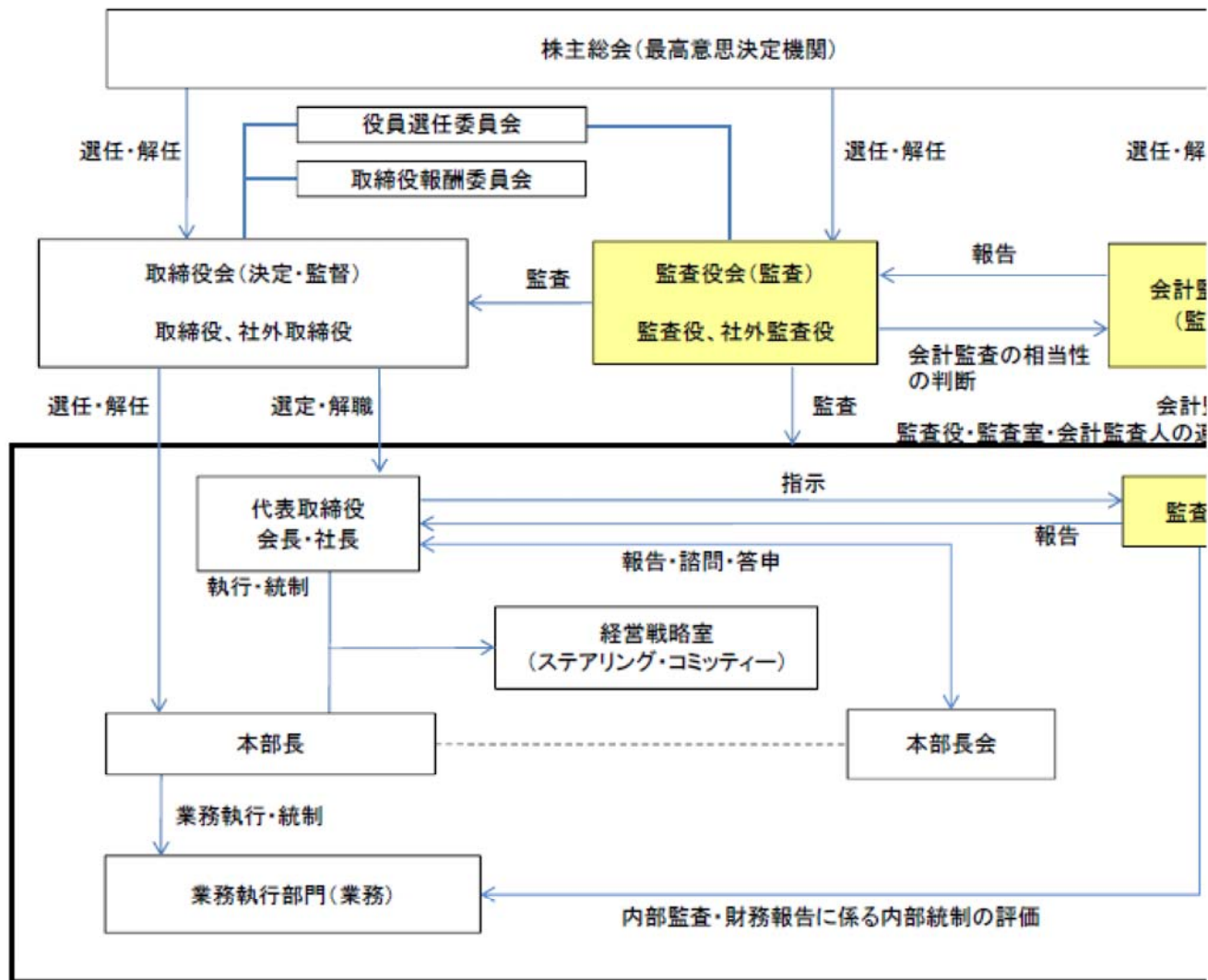
c)決算に関する情報

決算に関する業務は経営企画本部経理サービス部が担当し、開示は経営企画本部が統括しており、取締役会による承認手続きを経て、当日開示しております。

3)子会社に係る情報

社内規程に定める「関係会社管理規程」に基づき子会社は、主要な事項に関し当社取締役社長の事前承認をとることとなっております。また、子会社管理の主管部門は経営企画本部関係会社サービス部が担当しており、把握した重要事実については当社に係る発生事実の対応に準じて東京証券取引所の適時開示規則に照らし、開示の必要のある事実に関し、速やかに開示しております（入手後、速やかに）。

ただし、子会社の決算に関する情報については経営企画本部企画部が統括しております。



適時開示体制図

